

追加処分に関するガイドライン及び解釈

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
審議委員会

【ガイドラインの位置づけ】

このガイドラインは、各種大会の懲戒委員会において、追加処分を決定する際の指針であり、最低限の追加処分を定めたものである。したがって、各種大会の懲戒委員会は、反則の内容等に応じて、ガイドラインが規定するものよりも厳しい内容の追加処分を科することができる。

【懲戒委員会の権限】

各種大会においてゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ以上の反則が発生した場合は、地方連盟はすみやかに懲戒委員会を開催し、追加処分の有無等も含め関係者にすみやかに報告すると共に、その審議結果を日本アイスホッケー連盟審議委員会委員長に報告しなければならない。

「第 5 条 当該管轄機関と懲罰規定」の項に該当する行為に関しては、従来通り懲戒委員会で処分を決定する。

(第 5 条 当該管轄機関と懲罰規定)

「当該管轄機関」とは、行われている試合の直接の管轄機関を意味する。IIHF の選手権大会およびイベントの試合は、オンアイス・オフィシャルに加えて、レフェリー・スーパーバイザー 1 名並びに懲罰委員会またはその代表者が監視する。プレー規則を軽視する目に余る行為があった場合には、当該管轄機関が試合後に処分を下す。

【ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ】

(1) 2 度目のゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを科せられた選手は、直後の 1 試合を自動的に出場停止とする。

適用条項 ⇒ 競技規則 109 条解解釈 i 及び解釈 ii

(第 109 条(i)(ii))

i ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティでは、ペナルティを科された選手またはチーム・オフィシャルが更衣室に行かなければならないが、直ちに氷上に交代プレイヤーを出すことができる。

ii 1 人のプレイヤーが 2 つのゲーム・ミスコンダクト・ペナルティを 1 つの試合において、または同じトーナメントにおいて、同じ大会の異なる試合において、科された場合には、その後の 1 試合で自動的に出場停止となる。

【マッチ・ペナルティ】

- (1) バット・エンディングにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 121 条 (iii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 121 条 (iii) バット・エンディング)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

- (2) チェッキング・フロム・ビハインド (背後からのチェック) により相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 123 条 (iii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 123 条 (iii) チェッキング・フロム・ビハインド)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

- (3) クリッピングにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 125 条 (iii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 125 条 (iii) クリッピング)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

- (4) チーム役員またはゲーム・オフィシャルを怪我させた過度のラフプレーによるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 116 条

(第 116 条 マッチ・ペナルティ)

(第 116 条チーム役員またはゲーム・オフィシャルを怪我させた過度のラフプレー)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(5) レフェリーからやめるように命じられた後もいさかいを続けたり、続けようとしてラインズマンに抵抗したことによるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 141 条 (vii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 141 条 (vii) レフェリーにやめるよう命令されても殴り合いをしようとした、または殴り合いを続けたプレイヤー、または殴り合いをやめさせようとしたラインズマンに抵抗したことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(6) ニーイングによって相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 153 条 (ii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 153 条 (ii) ニーイングで相手選手を負傷させた、または無謀にも危険にさらしたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(new) スルー・フットイングによる、マッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 160 条

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 160 条 スルー・フットイング)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(7) スピアリングにより相手選手を怪我させたことによるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 161 条 (iii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 161 条 (iii) スピアリングで相手選手を負傷させた、または無謀にも危険にさらしたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(8) 頭部及び頸部へのチェックにより相手に怪我をさせたことによるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 124 条 (iii)

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 124 条 (iii) 頭部及び頸部へのチェックにて相手選手を負傷させた、または無謀にも危険にさらしたことによるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・相手選手の怪我の程度により加重する。

(9) 選手またはチーム・オフィシャルによるオフィシャルに対して危害を加える行為によるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 116 条 v - 1

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 116 条 v - 2 オンアイスオフィシャルにあらゆる方法で接触し、試合進行に悪影響を与えた行為によるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・オフィシャルの怪我の程度により加重する。

(10) あらゆる人物に対して、脅し、人種または民族的な中傷、つば吐き、血をかける行為、または性的な発言をする行為によるマッチ・ペナルティ

最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 168 条 vi-1

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 168 条 vi-1 あらゆる人物に対して、脅し、人種または民族的な中傷、つば吐き、血をかける行為、または性的な発言をする行為によるマッチ・ペナルティ)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・オフィシャルの怪我の程度により加重する。この場合の出場停止とは、ベンチ入りを禁止するという意味である。

(11) 観客に危害を加える行為によるマッチ・ペナルティ
最低 5 試合の出場停止

適用条項 ⇒ 第 110 条、第 140 条

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 140 条 観客に危害を加える行為)

* 本条項が適用された場合、5 試合の出場停止とは最低限の処分であり、内容・観客の怪我の程度により加重する。

(12) その他のマッチ・ペナルティ

以下の第 110 条が適用されるペナルティに関しては、原則として厳しい判断を下す。最低の出

場停止は 2 試合とする。

適用条項 ⇒ 第 110 条

第 116 条(v-2)、第 118 条(ii)、第 119 条(ii)、第 121 条(ii)、第 122 条(iv)、
第 124 条(ii)、第 127 条(ii)、第 139 条(ii)、第 141 条(i)(v)(viii)(ix)、
第 142 条(i)、第 143 条(iii)、第 146 条(iii)、第 150 条(vii)、第 152 条(i)、
第 159 条(iii)(iv)(vi)、第 161 条(ii)、第 162 条(i)(ii)、第 167 条(iv)
第 168 条(vi-2)(vi-3)、第 169 条(iii)、第 219 条(i)(iii)、

(第 110 条 マッチ・ペナルティ)

(第 116 条(v-2) オフィシャルへの侮辱的な行為)

(第 118 条(ii) 噛み付き)

(第 119 条(ii) ボーディング)

(第 121 条(ii) バッド・エンディング)

(第 122 条(iv) チャージング)

(第 124 条(ii) 頭部または頸部へのチェック)

(第 127 条(ii) クロスチェックング)

(第 139 条(ii) エルボーイング)、

(第 141 条 (i) (v) (viii) (ix)	殴り合い)、
(第 142 条 (i)	ヘッドバッド)
(第 143 条 (iii)	ハイスティックング)
(第 146 条 (iii)	フッキング)、
(第 150 条 (vii)	インターフェアランス)、
(第 152 条 (i)	キッキング)、
(第 159 条 (iii) (iv) (vi)	スラッシング)
(第 161 条 (ii)	スピアリング)
(第 162 条 (i) (ii)	つばを吐く行為)
(第 167 条 (iv)	トリッピング)
(第 168 条 (vi-2) (vi-3)	アンスポーツマンライク・コンダクト)
(第 169 条 (iii)	不当な殴打(女子))
(第 219 条 (i) (iii)	殴り合い／ゴールキーパー)

附則

- * 懲戒委員会の審議結果を審議委員会委員長に報告した後に新たに判明した事実に関しては、当連盟の審議委員会で検討することとする。
- * インラインホッケーにおけるペナルティの処分は、アイスホッケーの試合には関係ないものとする。
- * このガイドラインは、平成 27 年 9 月 1 日以降に適用するものとする。
- * 平成 27 年 9 月 1 日改定